

霧島ジオガイドネットワーク規約

(総則)

第1条 本会は、「霧島ジオガイドネットワーク」(以下「ネットワーク」という。)と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、霧島ジオパークにおけるジオツーリズム等の地域資源を活用した取組みを広げ、かつ、その質を高めるとともに、ジオパークに関する啓発、情報提供等の活動を行うことにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 ネットワークの目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 霧島ジオパークガイド事業
- (2) ジオツーリズムの普及・啓発、研修、情報交換・収集に関する事業
- (3) その他ネットワークの目的達成に必要と認める事業

(会員)

第4条 会員は、霧島ジオガイド中級認定試験に合格したもので、かつ、ネットワークの目的に賛同する者をもって構成する。

2 入会した会員は霧島ジオガイドネットワーク名簿に載り、原則、当該名簿は公表することとする。

(入会・脱会)

第5条 入会しようとする者は、入会申込書(様式第1号)を代表に提出するものとする。

2 脱会しようとする者は、脱会届(様式第2号)を代表に提出するものとする。

(役員)

第6条 ネットワークに代表1名、副代表2名を置き、会員の互選により定める。

2 代表は、会務を総理し、ネットワークを代表する。

3 代表に事故あるとき、または代表が欠けたときは、副代表が、その職務を代理する。

4 代表、副代表の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(例会)

第7条 ネットワークは適宜例会を開催し、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 規約、組織等に関する協議
- (2) ネットワークの運営及び活動内容に関する協議
- (3) 会員間の情報交換・意見交換
- (4) 会員の能力向上を図るための研修会等の開催
- (5) その他、ネットワークの目的を達成するために必要な事業

(役員会)

第8条 役員会は代表、副代表で構成する。但し、代表が必要と認める場合は、その他の者を参加させることができる。

(事務局)

第9条 ネットワークの主たる事務局は当分の間、鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号霧島市商工観光部霧島ジオパーク推進課に置く。

(事業年度)

第10条 ネットワークの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるものの他、ネットワークの運営等に必要な事項は、代表が別に定める。

付 則

この規約は、平成25年3月24日から施行する